

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

主な改正事項

(1) オフセットクレジット等の無効化に関する手続規定の追加（第2部第3章9）

要綱改正により、第1計画期間及び第2計画期間に創出された振替可能削減量（超過削減量及び県内中小クレジット）について、無効化が可能となったことから、要綱第20条第2項の規定に基づき、無効化するための手続について規定した。

(2) 様式（第2号、第3号様式）の追加

要綱第20条第3項に基づき、振替可能削減量記録移転申請書（様式第19号）に添付する様式（第2号様式）を定めた。また、要綱同条第4項に基づき申請者に通知する書面の様式（第3号様式）を定めた。

(3) その他無効化に関する規定の整備

(4) 再エネクレジット（その他削減量）の算定年度の改正（第2部第1章4（3））

第3計画期間より再エネクレジットの換算率の変更されることから、これまで、再エネクレジット（その他削減量）の算定年度は、「発電又はグリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行された計画期間」としていたが、第3計画期間以降にグリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行された量は、発行された計画期間に関わらず、「発電期間の末日が属する計画期間」に改正した。

(5) 工業標準化法改正に伴い、「日本工業規格」から「日本産業規格」に名称変更されたことによる様式改正。

(6) その他、時点修正や誤字等の修正